

—このニュースは毎月、健康経営事業所に登録した事業所へ送信しています—

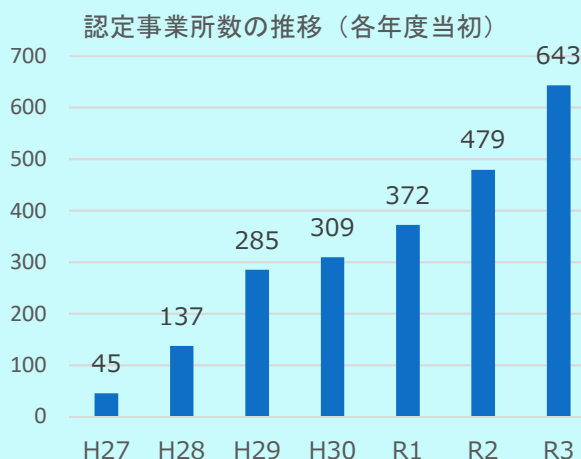
令和3年度 健康経営事業所の認定をしました



昨年度、登録事業所から県に提出いただいた「実績報告書」を審査した結果、報告のあった1,253事業所のうち5つの認定基準を全て満たした**643事業所**を「令和3年度健康経営事業所」に認定しました。

認定した事業所には「健康経営認定証」と「おおいた歩得500ポイントの2次元QRコード」を3月末に送付しました。認定された事業所名は「県ホームページ」等に掲載、**県内外に広く紹介**させていただきます。

注意： 認定事業所あてに同封した「おおいた歩得500ポイント」QRコードの読み取り期限は**4月末まで**となっております。あるとつくユーザーの方はご自身の事業所が認定かどうか、ご確認ください。



認定のメリット

- ・ハローワークの求人票に認定事業所である旨を記載したり、就職相談会ブースで認定証を掲示するなど求人の際の企業PRに有効
- ・県ホームページや広報番組等、様々な機会を通じて紹介される機会が増えます・県融資制度の利用が可能
- ・社内、外的イメージのアップに！

今後は、経産省の健康経営優良法人も視野に入れるなどステップアップを図りましょう。

また、実績報告書の提出率は64%に止まっています。未提出の事業所の方は、今年度は是非認定事業所をめざし、チャレンジいただきますようお願いします。

メンタルヘルス対策等出前講座事業のご案内

問合せ先：大分県障害福祉課 TEL:097-506-2741

県内の団体、企業が実施するメンタルヘルスに関する研修等に対して、県が講師を派遣します **(無料)**

- 1 事業を実施する際は、事前に電話で、県障害福祉課に相談してください。
- 2 講師派遣の申込は、申請書で団体が行ってください。 (申請書は県ホームページ掲載)
- 3 事業の決定通知は、県障害福祉課が提出された協議計画を審査し、適当と認められた場合に団体と講師あてに行きます。
- 4 事業完了後、団体等は、障害福祉課あてに実施報告書を提出してください。
- 5 講師への報償費、旅費の支払いは事業完了後に県障害福祉課が直接行きます。



- 例) ・職員のセルフケアの研修
- ・悩みを抱える人に気づき、声かけを行うゲートキーパーの養成研修
 - ・相談対応能力向上の研修